

公募型プロポーザルを執行するので、次のとおり公告する。

令和7年5月21日

富谷市長 若生 裕俊

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業 務 名 富谷市立富谷幼稚園民営化に係る公募型プロポーザル
- (2) 履行場所 富谷市 富谷狸屋敷 地内
- (3) 概 要 仕様書に示す「幼保連携型認定こども園」を設置し、運営する事業者を公募するもの。

2 参加資格に関する事項

- (1) 学校法人又は社会福祉法人であって、令和7年4月1日時点で関係法令により認可を受けた幼稚園、認可保育所又は認定こども園を運営し、かつ5年以上の運営実績を有していること。
- (2) 国税、都道府県税、市町村税の滞納がないこと。
- (3) 本市の就学前教育・保育行政をよく理解し、積極的に協力できること。
- (4) 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号のいずれにも該当しないこと。
- (5) 富谷市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (6) 児童福祉法第35条第5項第4号に該当する者でないこと。
- (7) 事業を遂行できる十分な資力・知識・技術能力等を有し、財務内容が適正であり、継続的に安定した施設運営を行うことができること。
- (8) 本事業に関し、不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。

3 手続等

(1) 担当課

区 分	担 当 課	電 話 番 号	住 所
業務担当課	教育部教育総務課	022 - 358 - 3196	〒981-3392 富谷市富谷坂松田30番地

(2) 参加表明書の取得方法

参加表明書類の取得は、5の表に示すとおりとする。

(3) 設計図書等の閲覧等

当該業務に係る仕様書及び関係書類（以下「設計図書等」という。）は、閲覧に供する。
設計図書等の閲覧期間及び場所は、5の表に示すとおりとする。

(4) 疑義事項について

- ① 設計図書等について質問がある場合は、指定の質問書に記入の上、5の表に示す期間内に指定の場所に提出することができる。
- ② 質問書に対する回答書は、5の表に示す期日に富谷市ホームページ上へ掲載する。

4 参加資格の確認等

(1) 申請書類

参加希望者は、次に掲げる書類（①については、3の(2)により配付する様式による。）を正1部提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

- ① 参加表明書
- ② 国税、都道府県税、市町村税の滞納がないことの証明書
- ③ 申請者の所在地及び名称を記載し、110円切手を貼付した返信用封筒1枚
- ④ 企画提案書（任意様式。詳細は実施要領8～9ページ参照）

(2) 参加申請書類の提出方法、提出期限及び提出場所

① 提出方法

持参または郵送（配達証明付郵便）による。

なお、封筒には「プロポーザル参加申請書類在中」と朱書きすること。

② 提出期限及び場所

5の表のとおりとする。

(3) 参加資格の有無については、5の表に示す期日に通知する。

(4) 参加資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

(5) (4)の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を財政課へ提出するものとする。

5 日程等

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所
設計図書等の閲覧及び参加表明書取得	期間 令和7年 5月21日（水）から	富谷市ホームページ
質問の受付 （メール又はFAXによる受付）	期間 令和7年 5月21日（水）から 令和7年 5月27日（火）まで	富谷市教育部教育総務課 メールアドレス kyouikusoumu@tomiya-city.miyagi.jp FAX 022-358-3880 ※「6. 応募資格」に該当する方の質問に限る。
質問書への回答	期日 令和7年5月30日（金）まで	FAX による回答及び市ホームページ掲載
参加表明書 企画提案書提出期限	期限 令和7年 6月24日（火） 午後3時まで	富谷市富谷坂松田30番地 富谷市役所 2階 教育部教育総務課
業者登録証発送	期日 令和7年 6月26日（木）発送	郵送等による通知
一次審査 ※企画提案書等の書類審査 （6者以上の場合のみ）	期日 令和7年 6月26日（木）	富谷市富谷坂松田30番地 富谷市役所 教育部教育総務課
一次審査結果通知	期日 令和7年 6月27日（金）	郵送等による通知

二次審査会(プレゼン) 予定日	期日 令和7年 7月 3日 (木)	一次審査結果通知でお知らせいたします。
二次審査結果通知 予定日	期日 令和7年 7月 8日 (火)	郵送及びホームページ掲載

(注) 上記の期間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日を除く日の午前8時30分から午後5時30分までとする。

6 失格条件

2に示す参加資格の条件を満たさなくなった者又は提出書類に虚偽の記載をした者。